

紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）補助金交付要綱
（趣旨）

第1条 知事は、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する事業を、自ら企画立案し実施する団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の表に掲げるものとする。ただし、他の公金による補助を受ける事業は対象としないものとする。

事業名	区分
1 森とあそぶ・まなぶ	(1) 森林の重要性の普及・啓発
	(2) 森林を舞台にしたあそび、まなぶ場の提供
	(3) 森林環境研修
	(4) 森林・林業体験
	ア 体験教室（小中学生等対象） ----- イ 体験ツアー（一般対象）
2 森をつくる・まもる	(1) 放置され荒廃した森林の整備
	ア 強度の間伐等による森林の公益的機能の回復 ----- イ 県民のふれる機会が多い森林の環境整備 ----- ウ 植栽放棄地への広葉樹等の植栽 ----- エ 里山等の整備
	(2) 異分野の協働による森づくり
	(3) 歴史的・文化的価値の高い樹木等の保存
	(4) 森林整備リーダーの育成
	(5) 森林整備リーダーの育成
3 森をいかす	(1) 公共の場における木材の利活用
	(2) 森の宝物の利活用
	(3) 森林の利活用に関する調査・研究等
4 提起	1、2、3以外

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	1部 (紙による場合は3部)	採択決定後速やかに提出するものとする
収支予算書	別記第2号様式		
名 簿	別記第3号様式		

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更(当該事業費の額の30パーセント未満の増減を除く)しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助事業により得られた知識、技術等について、県民から求めがあったときは、応じること。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(申請の取下期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事が定める期日は、補助金の交付決定の通知をした後14日以内とする。

(変更の承認)

第8条 第6条第1号ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(別記第4号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。ただし、補助金の変更交付を申請しようとするときは、変更交付申請書(別記第5号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に報告するものとし、この場合、変更承認申請を省略することができる。

2 第6条第1号ウの規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業中止(廃止)承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況の報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の1月20日までに紀の国森づくり基金事業遂行状況報告書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、次条に規定する実績報告書を1月20日までに提出した場合にあってはこの限りでない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第1号様式	1部 (紙による場合は3部)	事業完了後速やかに提出するものとする。
収支決算書	別記第2号様式		

2 前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して報告しなければならない。

3 第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除額報告書(別記第8号様式)により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

(書類の提出)

第12条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、補助事業の主たる部分を実施する場所を管轄する振興局に提出しなければならない。

(事業の検査)

第13条 知事は、規則第13条の規定に基づく実績報告書の提出があったときは、速やかに事業の検査を行うものとする。

2 事業の検査は、事業地管轄振興局長が別に定める検査員が行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、紀の国森づくり基金活用事業(公募事業)補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月28日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月25日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月30日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月8日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

2 この要綱による改正前の別記第3号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第8号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができるものとする。

別表（第4条関係）

補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、資材費、原材料費、その他必要と認める経費
補助率	10/10 以内又は定額
補助限度額	1 団体等につき 200 千円以上 2,000 千円以内とする。

注1 次に掲げる経費は、補助の対象外とする。ただし、知事が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 土地等の購入に要する経費
- (2) 運営上必要な恒常的経費（家賃、電気代、電話代、ファクシミリ使用料等）
- (3) 資格の取得に要する経費
- (4) 販売を目的としたものに係る経費

別記第1号様式（第5条、第8条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業名	
2 事業区分	
3 事業費 （公募等事業補助金）	（ ）
4 事業目的	
5 事業内容	
6 参加者数及び 確保方法	参加予定者数 全体 人（うち県内在住者 人）
7 事業場所	
8 事業実施 （予定）期間	年 月～ 年 月

添付書類

（事業計画書のみ）

- 1 収支予算書に掲載された金額の根拠となる見積書等

（変更事業計画書のみ）

- 1 変更の説明に必要な写真等の資料
- 2 収支予算書に掲載された金額の根拠となる見積書等（変更に係るもののみ）

（事業実績書のみ）

- 1 完成・事業実施状況写真
- 2 成果図表、広報用資料等印刷物、領収書等支出済金額を証明する書類
（原則領収書とし、これに係る請求書を併せて添付すること。）
- 3 用具器具管理書（事業により用具器具を取得した場合に限る。）

別記第2号様式（第5条、第8条、第10条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

収入の部

区 分	金 額	内 訳
公募等事業補助金 自己資金 参加料 その他		
計		

（注）参加料を徴収する場合は、その経費の内訳について記入すること。

支出の部

事業区分	費 目	内 容	数 量	単 価	金 額	備 考
				円	円	
計						

（注）事業区分ごとに小計を設けること。

別記第4号様式（第8条関係）

年度紀の国森づくり基金活用事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった紀の国森づくり基金活用事業について、下記のとおり計画変更したいので、紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 計画変更の内容

2 計画変更の理由

3 関係書類

- 1 変更事業計画書
- 2 変更収支予算書

別記第5号様式（第8条関係）

年度紀の国森づくり基金活用事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事

様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった紀の国森づくり基金活用事業について、下記のとおり内容を変更したいので、紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

なお、この申請に当たり和歌山県補助金等交付規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

- 1 申請額

既交付決定額	金	円
今回増減額	金	円の減（増）
変更交付申請額	金	円

- 2 計画変更の内容

- 3 計画変更の理由

- 4 関係書類
 - 1 変更事業計画書
 - 2 変更収支予算書

別記第6号様式（第8条関係）

年度紀の国森づくり基金活用事業中止（廃止）承認申請書

番
年 月 日
号

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった紀の国森づくり基金活用事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

中止（廃止）の理由

別記第7号様式（第9条関係）

年度紀の国森づくり基金活用事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった紀の国森づくり基金活用事業について、紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区 分	経費の額 円	12月31日までに完了したもの		事業完了予定日	備 考
		経費の額 円	出来高率 %		

（注） 区分ごとに記載すること。

別記第8号様式（第10条関係）

年度紀の国森づくり基金活用事業補助金に係る消費税仕入控除額報告書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった紀の国森づくり基金活用事業について、紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 和歌山県補助金等交付規則第14条の規定による補助金の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による補助金の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した当該補助金に係る消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した当該補助金に係る消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円